

福岡県公報

平成二十一年七月三日
第二千九百八十六号
増刊 ①

目次

告示(第千九百九号)

福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示(漁業管理課) …………… 一

正誤

再掲(平成二十一年四月十五日福岡県公報第二千九百五十五号増刊

) 中正誤 …………… 二

告示

福岡県告示第千九百九号

福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年七月三日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程(昭和五十五年一月福岡県告示第百一十一号)の一部

を次のように改正する。

第五条の見出しを「担保又は保証人」に改め、同条第四項中「又は交替」を「若しくは交替又は担保の追加若しくは変更」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 貸付けを受けよつとする者が、所定の連帯保証人を立てることができないと県が認める場合であつて、適当な担保を提供することができる場合においては、貸付けを受けよつとする者は、連帯保証人に替えて担保を提供することができる。

第五条に次の一項を加える。

6 前項の担保は、資金により導入した機械及び施設を優先するものとする。

様式第四号中

連帯保証人

外 人

を

連帯保証人

外 人

に

担保物件

改め。

様式第六号の(裏)中

「2 甲は、保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。」

を

「2 甲は、保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。」

(担保)

第7条 乙は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となつた場合には、速やかにこれを提供するものとする。

第8条 乙は、甲の承認を得ずに、担保として提供した資産を他人に譲渡し若しくは質貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならないものとする。

に

2 乙は、担保として提供した資産の価格が減失、き損等の事情により減少したときは、連帯なくその旨を甲に報告するものとする。

第9条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。甲は担保の変更に關し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。」

改め。

附則

この告示は、平成二十一年八月一日から施行する。

正誤

21・4・15	発行年月日
2955 増刊	番号 公報
再掲	種類
	番号 同上
8	ページ
	上
	下
17	行
	備考
知事が定める	正
知事定める	誤